

教職課程の内部質保証に関する実施要項

(令和5年2月27日 理事(教育担当) 裁定)

改正 令和6年6月20日

第1 目的

この要項は、国立大学法人弘前大学内部質保証に関する自己点検・評価規程（令和6年規程第36号。以下「規程」という。）第6条に基づき、本学の教育職員免許状を取得するための課程（以下「教職課程」という。）の内部質保証の自己点検・評価（以下「自己点検・評価」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

第2 実施体制

自己点検・評価は、規程第3条及び第4条に規定する統括責任者（学長）及び推進責任者（理事(教育担当)）の下、教職課程を有する各学部が実施し、教職支援センター（以下「センター」という。）において確認する。

2 センターは、前項で確認した自己点検・評価の結果を推進責任者に報告する。

3 推進責任者は、前項の報告において改善が必要と認める場合は、センターに改善案の策定を命じ、総括責任者に報告する。

第3 自己点検・評価の項目及び実施方法

自己点検・評価は以下の項目について行う。

- (1) 教育理念・学習目標
- (2) 授業科目・教育課程の編成実施
- (3) 学修成果の把握・可視化
- (4) 教職員組織
- (5) 情報公表
- (6) 教職指導（学生の受け入れ・支援）
- (7) 関係機関等との連携
- (8) その他必要と認められる事項

第4 実施時期

自己点検・評価は、原則として毎年度実施する。ただし、項目の内容に応じて、実施時期を変更できるものとする。

第5 他の評価結果等の活用

自己点検・評価の実施にあたっては、国立大学法人評価や機関別認証評価等の第三者評価の結果のほか、組織評価及びアセスメント等の他の評価結果等を活用する。

2 前項のほか、必要に応じて、関係者（学生、卒業生等）からの意見聴取を実施し、自己点検・評価に活用する。

第6 結果の公表

自己点検・評価の実施結果は、本学ホームページに掲載し公表する。

附 則

この要項は、令和5年2月27日から実施する。

附 則

この要項は、令和6年6月20日から実施し、改正後の規定は、令和6年4月1日から適用する。